

## フリーマーケットの手続きについて

---

※八王子市まちなみ整備部公園課では直接出展者を募集しておりません。

フリーマーケットを主催している団体（以下「主催団体」）は市に申請をし、審査及び許可を受けてください。

### 市の許可基準

---

(1) 販売品目に制限をしていること

新品販売や飲食物の販売は「リサイクル」とは認められないため、これらについては出店させないこと。また、その旨を募集の際に明確に通知しているか。

(2) 出店者の募集を一般に限っていること

募集の際に「プロ不可」、「営業不可」など制限をしていること。

(3) フリーマーケットを取り仕切る能力

会場整理や交通整理、路上駐車対策などを行う必要があるため。

### 許可申請

---

#### 申請先

---

八王子市まちなみ整備部公園課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電話：042-620-7271 ファックス：042-626-3533

#### 受付時間

---

市役所の営業時間に準ずる

#### 予約方法

---

※詳細は申請先にお問い合わせください

#### 使用料

---

1 日あたり 140 円／㎡

- 時間あたりの設定はございません。
- 使用面積を事前に申請して頂く必要がございます。
- 各出店者の使用する区画の計面積です。
- 1㎡未満の端数は全て切り上げて1㎡単位とします。

※都市公園条例第 13 条において、「使用料及び占用料については前納とする」としている

ため、一度収納した料金は雨天等で許可行為が行えなくても一切返還できませんので、ご了承ください。

## ペナルティー規定

---

下記の行為が認められた場合は、次回の抽選の参加を認めません。

### 【ペナルティー規定】

#### (1) 禁止行為を行った場合

- ① 飲食物、新品の仕入れ販売、営利業者の出店許可
- ② 同一公園内への無許可の出店の黙認
- ③ 公園内、公園周辺への違法駐車 of 黙認（出店者・来店者を問わない）
- ④ 公園内通行者の迷惑となる出店場所の黙認（注意のみでは黙認と同様とみなします。公園占有者として責任をもって対処してください）

#### (2) 予約、許可の権利を譲渡した場合（有償・無償を問わない）

#### (3) 公園の使用許可を取らずに公園を使用した場合

#### (4) 虚偽の報告をした場合及び収支報告責任を怠った場合

※収支報告は1か月以内に市へ提出すること。

#### (5) その他、不正があると認められた場合

## 遵守事項

---

- 駐車場以外の公園内の駐車はできません。また路上駐車はご遠慮ください。
- 公園の現状を変えるようなもの（枝を切る・穴を掘る・施設を移動するなど）は一切できません。
- 直火厳禁です。
- 近隣のご迷惑となりますので、大きな音を出さないようお願いします。
- 終了後は清掃をお願いします。
- ゴミはお持ち帰りください。
- その他、公園管理上問題になる行為はご遠慮ください。

八王子市都市公園指定管理者ひとまちみどり由木  
長池公園自然館  
連絡先：042-678-4616